

平成28年9月14日

## 生命保険（特定保険契約）の代理店手数料の開示等について

武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）は、平成28年10月より、お客さまの資産運用サポートを一層強化するため、新たに以下の取組みを開始いたしますので、お知らせします。

### 1. 保険代理店手数料の開示

当行が保険会社から受領する生命保険（特定保険契約 ※1）の代理店手数料を保険会社各社の同意を前提に自主的に開示いたします。

代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当行に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまが商品選択を行ううえで、より多くの判断材料をお持ちいただくため、開示することといたしました。

### 2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が受け取る代理店手数料について、保険会社各社と合意できた商品から順次、契約時に一括して受領する従来の方式から、「販売手数料」※2と「継続手数料」※3に分けて受領する方式に変更してまいります。

当行では、保険商品をはじめとした資産運用商品の全般において、専門性の高いコンサルティングと丁寧なアフターフォローに努めており、募集時のコンサルティングのみならず、成約後も情報提供やアフターフォローを継続して行う基本姿勢を反映する体系とすべく、代理店手数料の受領方式を変更することといたしました。

- ※1 金融商品取引法の行為規制の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品で、具体的には、変額保険、外貨建て保険、市場価格調整機能を有する保険のこと。
- ※2 募集時のコンサルティングの対価として、販売額に応じて保険会社が代理店に支払う手数料。
- ※3 アフターフォロー等の対価として、契約期間中に保険会社から定期的に受領する手数料。

以上

報道機関からのお問い合わせ先  
営業統括部 預り資産推進室 白崎・遠藤  
TEL：048-641-6111（代）（内線 2351・2418）

